



国家戦略特区 提案書 (参考資料)

【農業分野における外国人材の新たな受入体制の構築】



平成28年8月23日
茨城県

茨城農業の方向性と現状

【茨城農業の方向性】

○茨城農業改革大綱(2016-2020)を策定

「強みを創り高める革新的な産地づくり」

→ ブランド化, 6次産業化, 輸出促進, 技術革新

「経営感覚に優れた経営体の育成」

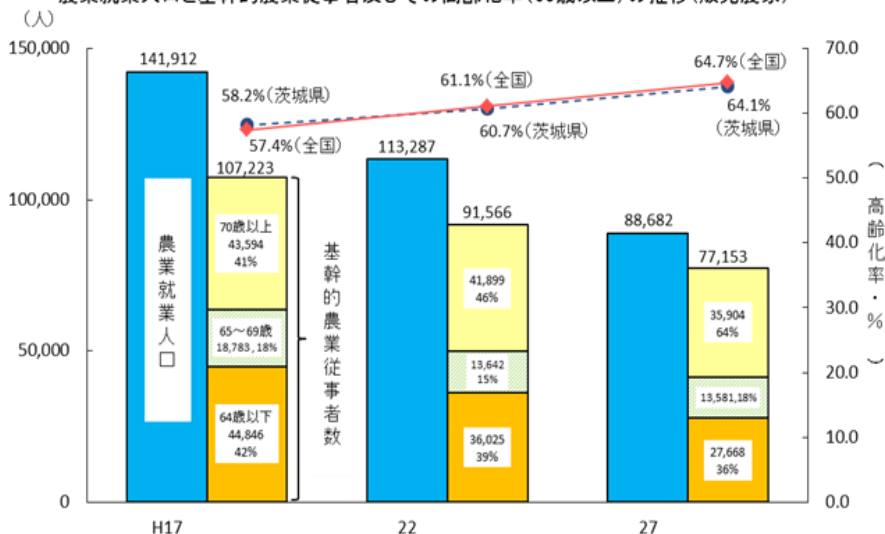
→ 経営管理能力の向上, 法人化推進, 規模拡大

農業の成長産業化と
「強い農業」の
実現を目指す！

【現 状】

○農業従事者の高齢化・減少が進展

農業就業人口と基幹的農業従事者及びその高齢化率(65歳以上)の推移(販売農家)



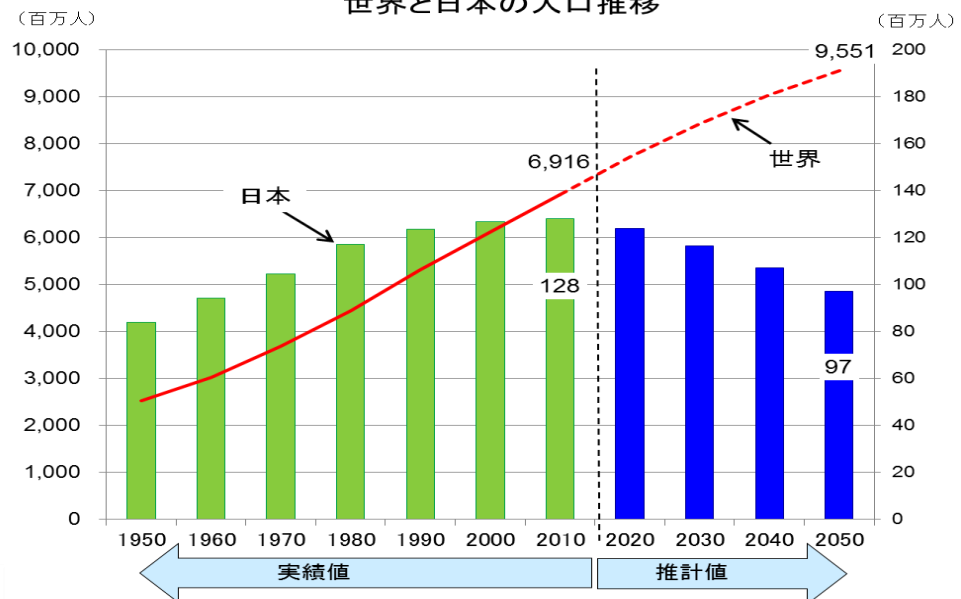
[出典] 農林水産省「農林業センサス」

基幹的農業従事者: 農業就業人口(自営農業に主として従事した世帯員)のうち、
ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

高齢化率: (65歳以上の基幹的農業従事者数) / (基幹的農業従事者数(総数))

○国内人口の減少と世界人口の増大

世界と日本の人口推移



(総務省「2015世界の統計」)

農業分野における外国人材の新たな受入体制について

【課題】

- 経営の規模拡大をはじめ、様々な取組を展開していくためには、労働力の確保が必要
特に、農繁期等※に不足する労働力の確保 ※作目、作型や地域等により農繁期は異なる。
- 輸出やインバウンドなど新たな需要を見据え、国際競争力強化を図る人材の確保

新たな仕組みの提案

開発途上国への技術移転による国際協力を
目的とした 外国人技能実習制度は維持

【提案内容】

- 農業経営体の労働需要に対応する外国人材を受け
入れ派遣する業者(以下、「受入派遣業者」)の参画

受入派遣業者は産地における労働需要を把握し、
事前に外国人材と農業経営体とのマッチングを実施

- 受入派遣業者が外国人材と雇用契約を行い、個々の
農業経営体に派遣

【規制緩和措置項目】

- 様々な農作業に従事する活動を在留資格の「特定活動」
に位置づけ(出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項)
- 農作業に従事する外国人材の年金制度加入の免除
又は軽減

(国民年金法第7条又は第87条、厚生年金保険法第12条又は81条)

※「受入派遣業者」に、外国人技能実習制度における「監理団体」の参入も配慮 など

外国人材とは

一定程度の農業の実務経験や日本語能力を有する等の即戦力となる就労目的の知識・技能を持つ外国人

具体的には

- ・日本の農学系学校等を卒業した者
- ・外国人技能実習制度(第2号)の修了者
- ・上記相当レベルの研修を送り出し国において修了した者 など

特定活動とは

「出入国管理及び難民認定法」において法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動(在留期間:最長5年)

農業分野における外国人材の新たな受入体制の仕組み

国等行政機関

関与

受入派遣業者

- ①作目、作型、地域等により農繁期が異なることから、各々の産地における労働需要を把握し、事前に外国人材と農業経営体とのマッチングを実施
- ②雇用契約を結び、農業経営体に外国人材を派遣

派遣契約

農業経営体 (農家、農業法人等)

指揮命令

苦情
相談

苦情
相談

雇用契約

勤務

外国人材

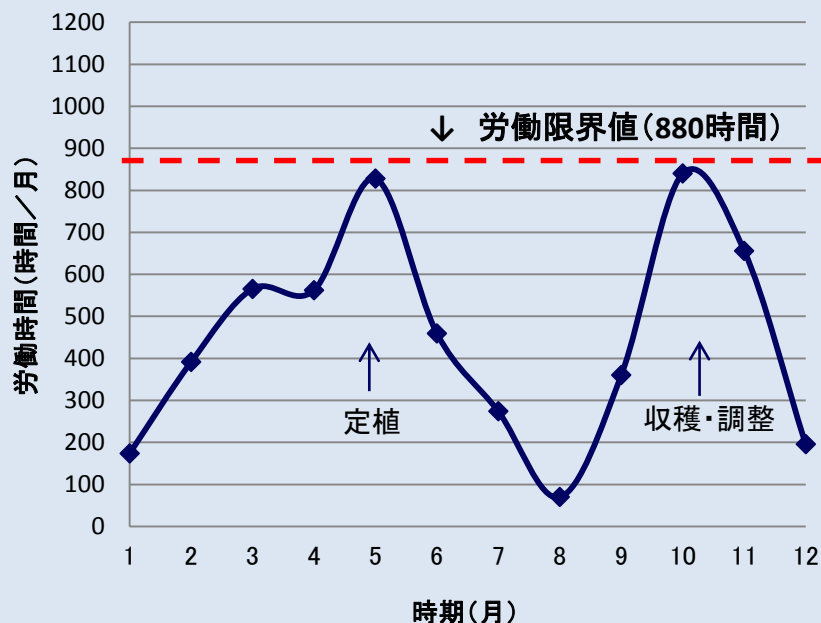
- ・日本の農学系学校等を卒業した者
- ・外国人技能実習制度(第2号)の修了者
- ・上記相当レベルの研修を送り出し国において修了した者 など

経営の規模拡大に向けた制限要因の解消

農繁期の労働力が栽培面積を決定する主たる制限要因となっている。農繁期に外国人材を活用することで、労働力不足が解消され、栽培面積の拡大が図られる。

かんしょ栽培における外国人材派遣による面積拡大イメージ

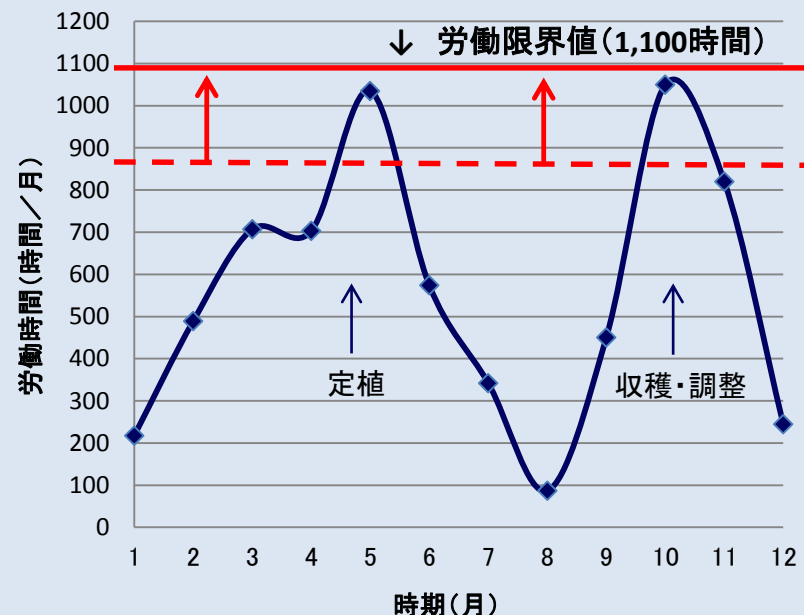
【現 状:500a】



労働力:4人

定植, 収穫・調整作業が要因となり栽培面積が制限されている。

【農繁期外国人派遣後:625a】



労働力:4人+外国人派遣1人(4ヶ月)

定植, 収穫・調整作業に外国人材を導入することで、栽培面積の拡大が図られる。

茨城県内の各産地における作目別農繁期の作業

作目の農繁期ごとに外国人材を移動させることで、各作目の栽培面積の拡大が可能となり、さらなる茨城農業の発展が期待できる。

【JA〇〇】

作 目 名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
秋冬ハクサイ											収穫・調整	
ナ ス						収穫・調整						
梨	剪定			交配		摘果			収穫・調整			

【JA△△】

作 目 名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
こだますいか	管理		交配		収穫・調整							
秋冬レタス										収穫・調整		
コギク							収穫・調整					

【JA□□】

作 目 名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
レンコン	収穫・調整									収穫・調整		
梨	剪定			交配	摘果			収穫・調整				
グラジオラス					収穫・調整							

【JA○●】

作 目 名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
カンショ				定植					収穫・調整			
加工用トマト							収穫・調整					
イチゴ	収穫・調整											収穫・調整

規制緩和の提案 1

規制内容

日本に在留する外国人材は在留資格ごとに活動できる内容が定められているが、現状では、農作業については在留資格の定めがないため、就労を目的とした農作業には従事できない。

規制内容の根拠法令等

出入国管理及び難民認定法 第2条の2第2項

新たな措置内容

一定程度の農業の実務経験や日本語能力を有する等の即戦力となる就労目的の知識・技能を持つ外国人材が行う様々な農作業に従事する活動を、在留資格の「特定活動」に位置付ける。

【想定される外国人材】

- ・日本の農学系学校等を卒業した者
- ・外国人技能実習制度(第2号)の修了者
- ・上記相当レベルの研修を送り出し国において修了した者 など

規制緩和の提案 2

規制内容

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者は国民年金保険への加入が義務付けられており、外国人材も対象となっている。

一方、今回提案する「特定活動」の在留資格で農作業に従事する外国人材については、在留期間が最長5年と給付要件である25年の給付期間の滞在が想定し難い。また、保険料が被保険者（外国人材）の負担となっている。これらのことから、外国人材の確保が難しくなっている。

規制内容の根拠法令等

国民年金法 第7条又は第87条

新たな措置内容

今回提案する「特定活動」の在留資格で農作業に従事する外国人材については、被保険者とし不在規定を追加する。又は、農業分野における年金支払いの収支と照らし合わせて保険料の引き下げの規定を追加する。

規制緩和の提案 3

規制内容

常時5人以上の従業員を使用する事業所に使用される70歳未満の者は厚生年金への加入が義務付けられており、外国人材も対象となっている。

一方、今回提案する「特定活動」の在留資格で農作業に従事する外国人材については、在留期間が最長5年と給付要件である25年の給付期間の滞在が想定し難い。また、保険料が事業主（農業経営体）及び被保険者（外国人材）の負担となっている。

これらのことから、外国人材の確保が難しくなっている。

規制内容の根拠法令等

厚生年金保険法 第12条又は第81条

新たな措置内容

今回提案する「特定活動」の在留資格で農作業に従事する外国人材については、被保険者とし不在規定を追加する。

又は、農業分野における年金支払いの収支と照らし合わせて保険料の引き下げの規定を追加する。

規制緩和の提案 4

規制内容

外国人材を受け入れるノウハウを有する事業協同組合が派遣事業を実施することが想定されるが、労働者派遣法は特定の者だけに対する提供をできないとしており、主たる利用者を組合員としている事業協同組合の仕組みが制約となる恐れがある。（中小企業等協同組合法では員外利用を20%までと制限している。）

規制内容の根拠法令等

労働者派遣法 第7条第1項第1号
中小企業等協同組合法 第9条の2第3項

新たな措置内容

労働者派遣法と中小企業等協同組合法の齟齬が生じる可能性があるので、明確化のため労働者派遣法第7条第1項第1号の規定を適用除外とする。

規制緩和の提案 5

規制内容

外国人技能実習生を労働者とみなすと、労働者派遣法上、離職後1年以内は元の職場に派遣労働者として派遣ができない。

規制内容の根拠法令等

労働者派遣法 第40条の9

新たな措置内容

この規定は、派遣によって正規採用の道を妨げないようにする趣旨と考えられる。今回提案する「特定活動」の在留資格で農作業に従事する外国人材のうち、技能実習2号修了者については、本来正規採用される性格のものではないことから、労働者派遣法上の労働者とは見なさないこととし、技能実習2号修了者は、離職後1年以内であっても同一農家に派遣することを可能とする。

規制緩和の提案 6

規制内容

雇用保険法に規定される適用事業に雇用される労働者は、被保険者となることとされているが、今回提案する「特定活動」の在留資格で農作業に従事する外国人材は許可期間の雇用が前提となるため、失業することは想定しがたい。

規制内容の根拠法令等

雇用保険法 第4条及び第6条

新たな措置内容

今回提案する「特定活動」の在留資格で農作業に従事する外国人材については、被保険者とししない規定を追加する。